

土地改良施設の資産評価マニュアル

平成 31 年 2 月

農林水産省農村振興局整備部

土地改良施設の資産評価マニュアル

目次

1. 土地改良施設の資産評価マニュアル	1
(1) 土地改良施設の資産評価の目的	1
(2) 本マニュアルの目的と適用範囲	1
(3) 資産評価の役割分担	1
(4) 更新費用の積立て	2
2. 資産評価の基本的な考え方	3
(1) 資産評価の基本的な考え方	3
(2) 土地改良施設台帳の作成と資産評価	4
(3) 対象施設	5
(4) 評価の単位	8
3. 資産評価の方法	9
(1) 作業の流れ	9
(2) 取得価額の算出	9
(3) 減価償却累計額の算出	11
(4) 供用後に支出した事業費	13
(5) 再整備の取扱い	13
(6) 除却	14
4. 土地改良施設台帳の作成	15
(1) 土地改良施設台帳作成の目的	15
(2) 土地改良施設台帳の作成	15
(3) 土地改良施設台帳の更新	15

1. 土地改良施設の資産評価マニュアル

(1) 土地改良施設の資産評価の目的

平成 30 年 6 月 8 日に公布された土地改良法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 43 号）において、土地改良施設を管理する全ての土地改良区は、原則として、貸借対照表の作成・公表を行うこととされたところです。

貸借対照表を作成することにより、土地改良区が管理する施設について、「いくらで建設され（取得価額）」、「これまでに、どの程度の価値が目減りして（減価償却累計額）」、「現在はどの程度の価値があるか（期末残高）」といった情報を定量的に把握することが可能となります。このような資産に係る情報を整理し、価値を決めることを「資産評価」といいます。

資産評価の結果については「土地改良施設台帳」に整理され、期末残高が貸借対照表に転記されるとともに、減価償却の方法や取得価額、減価償却累計額、土地改良区の負担額等の関連する情報については、財務諸表に対する注記によって示されることとなります。

(2) 本マニュアルの目的と適用範囲

本マニュアルでは、土地改良施設の資産評価の方法を示すこととし、今後は、本マニュアルを参考に、施設の造成主体が、地域の実情に応じて資産評価を行うことを想定しています。

なお、平成 34 事業年度から原則として全ての土地改良区において貸借対照表の作成が義務付けられることから、基本的な考えを「原則」として示しつつ、短期間で資産評価を行うことができるよう、「許容」される簡便な方法についても記載することとします。

本マニュアルで示す資産評価の方法は、土地改良施設を対象としており、土地（土地改良施設用地以外）や事務所、車輛、有価証券などの土地改良施設以外の資産は別途、土地改良区会計基準第 2 の 5「その他の資産の貸借対照表価額」に基づき評価されることとなります。

(3) 資産評価の役割分担

土地改良施設は、施設の建設に係る土地改良事業計画に基づいて造成されたものであり、施設に関する情報は建設事業の事業実施主体（造成主体）が提供することが適当です。このため、平成 30 年度の土地改良法改正において、造成主体が施設を管理する土地改良区に施設に関する情報提供を行うよう努めることが定められました（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 9 土地改良施設に関する情報の提供）。

土地改良施設の資産評価においては、国や都道府県等が造成した施設は、造成主体である国や都道府県等が施設の資産評価を行った上で、土地改良区にその情報を提供することとなります。

(4) 更新費用の積立て

土地改良施設の老朽化が進展する中で、将来にわたり施設を安全かつ機能的に利用するためには、施設の現場における適正な管理と併せて資産評価を適切に行い、将来の更新費用を計画的に積み立てた上で、更新を進めていくことが必要です。

貸借対照表の作成により、減価償却累計額が示されることとなるため、将来の施設更新に要する費用が見える化されます。土地改良区は、この費用の範囲内で、自らの経営状況に応じて積立てを行うこととなります。

積立ては、将来の施設の更新費用について、現役世代と将来世代で負担を分担するために行うものであることから、現役世代のみで減価償却累計額の全額を積み立てる必要はなく、施設の更新時に、将来世代から特別賦課金を徴収することも考えられます。このため、積立金の水準や積立期間等の設定に当たっては、機能保全計画等の更新計画を踏まえ、その根拠を明確に組合員に示すことが必要です。

2. 資産評価の基本的な考え方

(1) 資産評価の基本的な考え方

資産評価は、貸借対照表に計上する土地改良施設の資産価値を求めるために行います。

土地改良施設の資産価値は、その建設に要した事業費に基づき評価しますが、施設そのものの価値を把握するために事業費総額（国、都道府県等の事業費補助を含む。）を、将来の更新費用負担額算出の参考とするために事業費のうち土地改良区負担額をそれぞれ求めます。

土地改良施設の資産価値は、施設の建設に要した金額（取得価額）から時の経過等によって目減りした金額（減価償却累計額）を差し引いて算出した現在の価値（期末残高）で評価します。

$\text{期末残高} = \text{取得価額} - \text{減価償却累計額}$

減価償却累計額は、取得価額に耐用年数に占める経過年数（施設の取得年度から評価時点まで）の割合を乗じて算出することとします。

$\text{減価償却累計額} = \text{取得価額} \times \text{経過年数} \div \text{耐用年数}$
$\text{経過年数} = \text{評価年度} - \text{取得年度} + 1$

なお、経過年数が耐用年数を超過した土地改良施設については、期末残高を備忘価額 1 円とし、減価償却累計額は、取得価額から備忘価額の 1 円を差し引いた額とします。耐用年数を超過した施設についても、将来の更新費用を把握するため、取得価額及び減価償却累計額を算出します。

土地改良施設の資産評価を行うためには、施設の①取得価額（事業費総額と土地改良区負担額）、②取得年度、③耐用年数を「資産データ」として把握し、上の式に当てはめて資産価値を算出します。

図 2 - 1 資産価値の算出と資産データ

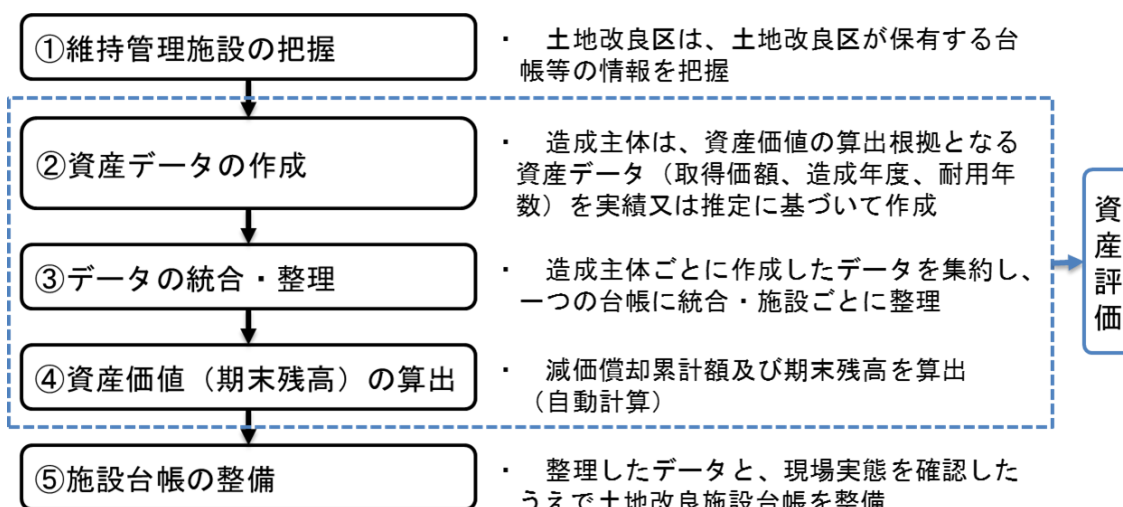
資産データ	
①取得価額	
②取得年度	
③耐用年数	
資産価値	算出式
④取得価額	= ①
⑤減価償却累計額	= ① × (評価年度 - ② + 1) ÷ ③
⑥期末残高	= ④ - ⑤

(2) 土地改良施設台帳の作成と資産評価

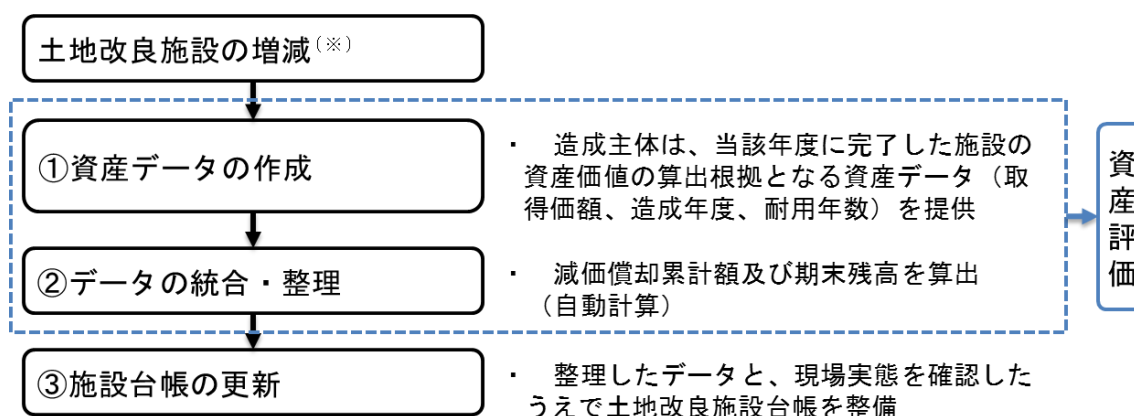
貸借対照表に土地改良施設の期末残高を計上するためには、土地改良区が所有又は管理している土地改良施設をリスト化し、台帳（土地改良施設台帳）に整理する必要があります。このため、資産評価は、土地改良施設台帳の作成に併せて実施します。土地改良施設台帳の作成及び資産評価の流れを以下に示します。

図2-2 土地改良施設台帳の作成及び資産評価の流れ（概略）

<貸借対照表作成の開始時>



<毎年度の貸借対照表作成時（期末処理）>



(※) 増加理由…新規造成、補修・一部更新、全面改修、譲与、管理受託、調査判明等
減少理由…除却(全部除却、一部除却)、譲渡、減価償却、調査判明等

(3) 対象施設

土地改良施設台帳に登録する施設は、「土地改良区の維持管理計画に位置付けられている土地改良施設（管理受託施設を含む。）」とします。

国や都道府県等が管理し、土地改良区が操作事業を受託している施設は対象となりません。

土地改良区連合が管理する施設については、土地改良区連合及び所属土地改良区のそれぞれの維持管理計画に位置付けられていますが、二重計上にならないよう、土地改良区連合又は所属土地改良区のいずれかが資産評価を行うこととなります。

土地改良施設台帳に登録した施設の中には、更新費用を積み立てる重要性の低い施設があります。こうした施設については、台帳には登録しますが、図2-1で示した資産評価の手順を踏むことなく、取得価額を備忘価額1円（資産評価の対象外）とすることができることとします。

具体的には、以下の①～④に該当する施設については、資産評価の対象外とすることができます。

また以下の①～④の施設のみを管理・所有している土地改良区については、資産評価の手続を省略することができます。

表2-1 土地改良施設台帳への登録及び資産評価の対象施設

対象施設	資産評価の対象外
土地改良区の維持管理計画に位置付けられている施設 ①土地改良区が <u>所有している施設</u> ②国又は都道府県等が所有し、 <u>土地改良区が管理を受託している施設</u>	更新費用を積み立てる重要性の低い施設 ①土地とみなされる施設 ②少額施設 ③歴史的な施設 ④土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

※ 土地改良施設台帳への登録は、対象施設全てについて行うものであり、資産評価の対象外施設も含まれる。

【資産評価の対象外とすることができる施設】

① 土地とみなされる施設

(例) 土水路、未舗装道路、ため池の堤体（単純構造）、素掘りトンネル

土水路や未舗装道路など、工作物として更新する設備がない施設については、資産評価の対象外とします。ただし、ため池の堤体について、盛土していない堤体（皿池）や単純な盛土によるものは資産評価の対象外ですが、ゾーン構造を持つなど、工作物として管理すべきものは資産評価の対象とします。

なお、施設用地についても、償却資産ではなく、更新時には既存の施設用地を活用することが一般的であることから、資産評価の対象外とします。

② 少額施設（造成費用が 200 万円未満の施設）

(例) 狭小道路、小規模水路等

取得価額が少額の施設については、更新費用も少額であり、積み立ての重要性が低いため、資産評価の対象外とします。

「少額施設」の基準は、造成費用が 200 万円未満の施設としますが、造成費用が不明の場合は、施設の規格によって少額と判断することも許容します。

③ 歴史的な施設

(例) 石積み水路、頭首工

江戸時代に造成された施設など、長い年月を経て安定して存在しており、かつ、今後も長期にわたって更新が見込まれない施設は、更新費用の積み立ての重要性が低いため、資産評価の対象外とします。

「歴史的な施設」の基準は、

- ① 土地改良法の施行（昭和 24 年）より前に造成されている
- ② 造成後、現在まで資本的支出がなされていない
- ③ 施設の状態が良好である
- ④ 今後の更新を見込むことが難しい

ことを目安とします。

④ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

(例) 近い将来に他団体に移管する施設、将来の更新費用を他団体が負担する施設

現在は土地改良区が管理しているものの、土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設については、資産評価の対象外とします。この際、「明確に取り決められている」とは、

- ① 移管の時期を含め、移管を受け入れる団体と明確な文書の取り交わしがあること
- ② 更新費用を負担する団体と明確な文書の取り交わしがあること

など、土地改良区に替わって更新費用を負担する相手方との文書による取決めがあることを指します。

(4) 評価の単位

資産評価を行う土地改良施設の単位は、点施設であれば施設ごと、線施設であれば路線ごとに評価することを原則とします。

例えば、ダムであれば、堤体、取水設備、洪水吐、ゲート類、機械設備等様々な設備から構成されますが、1つの施設として評価することとします。なお、施設の構成要素で細分化して評価する（ダムの例では、堤体、取水設備等を評価単位とする。）ことを妨げるものではありません。

線施設については、路線ごとに評価しますが、末端水路等は路線が短く、いくつかの路線をまとめて施設管理するケースがあります。この場合は、それらをまとめて評価することも許容します。

同様に、区画整理と一体的に整備した水路、道路等についても、施設の管理を地区単位で行う場合は、それらをまとめて評価することを許容します。

表 2 - 2 資産評価を行う土地改良施設の単位

種別	工種	評価単位
点施設	①ダム・ため池 ②頭首工 ③機場 ④樋門 ⑤発電施設 ⑥水管理施設	施設ごと
線施設	①水路 ②農道	路線ごと
区画整理で造成した施設 (用排水路、農道、機場等の施設)		地区、工区（一定地域）ごと

3. 資産評価の方法

(1) 作業の流れ

土地改良施設の資産評価は、初めに取得価額、次に減価償却累計額を算出し、最後に取得価額から減価償却累計額を差し引き、期末残高を算出します。

$$\text{期末残高} = \text{取得価額} - \text{減価償却累計額}$$

土地改良施設の資産価値は、その建設に要した事業費に基づき評価しますが、施設そのものの価値を把握するために事業費総額（国、都道府県等の事業費補助を含む。）を、将来の更新費用算出の参考とするために事業費のうち土地改良区負担額をそれぞれ求めます。

(2) 取得価額の算出

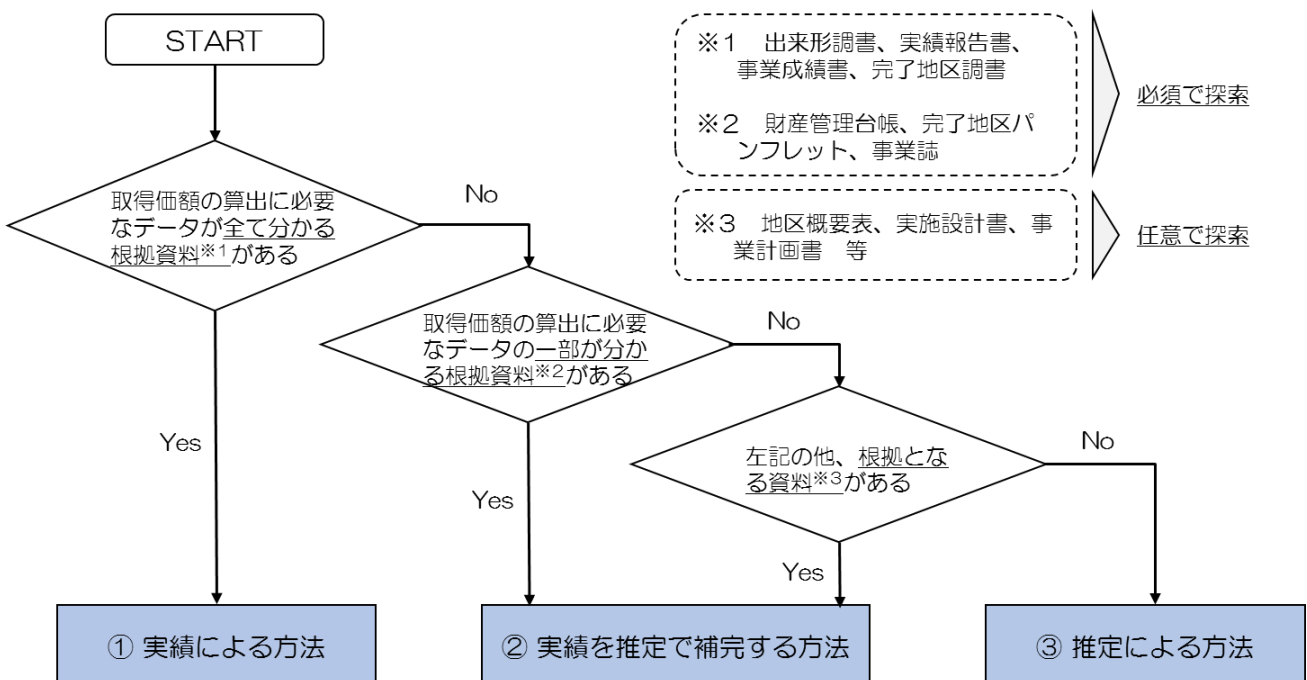
1) 全体事業費の算出

取得価額は、根拠資料により施設の造成費用が明らかになっている場合は「実績による方法」を、根拠資料が存在しないなど、施設の造成費用が不明な場合には「推定による方法」を用いて計算することとします。

根拠資料によっては、例えば「施設別の工事費は分かるが、諸費額が把握できない」など、取得価額を算出するための情報が不十分な場合があります。その際は、全国の標準データなどを元にした推定により補完して取得価額を算出することも許容します。図3-1に、想定される根拠資料と取得価額算出フローを示します。

作業の効率性の観点から、根拠資料の探索には、年限や保管場所などの一定の枠を設け、その枠内で資料不在の場合は推定による方法を採用することが適当と考えられます。

図3-1 取得価額算出フローと根拠資料



① 実績による方法

取得価額は、土地改良施設の造成に要した工事費に、その他諸費（測量及び試験費、機械器具費等）を加えたものとします。この際、「用地費及び補償費」「換地費」等の用地に係る経費、「営繕費」「宿舍費」等の農家負担対象外経費については、その他諸費から除くこととします。

複数の施設を造成している場合、その他諸費は施設ごとに工事費の割合で按分することを原則とします。

$$\text{取得価額} = \text{工事費} + \text{その他諸費（用地費及び補償費等を除く。）}$$

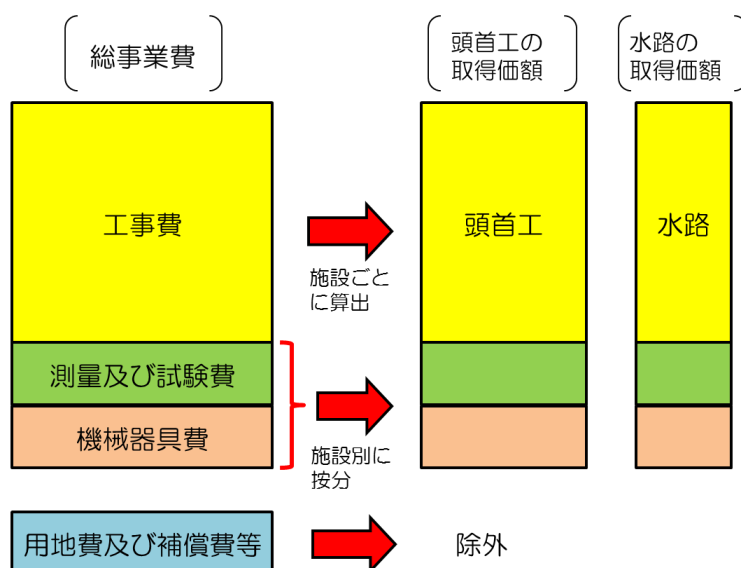


図 3 - 2 取得価額の対象となる経費

② 実績を推定で補完する方法

実績による方法をとるためには、工事費が施設ごとに把握でき、計上の対象となるその他諸費の総額が把握できることが必要です。これらの情報が一部しか把握できない場合、標準的なデータを元にした推計により情報を補完して取得価額を算出します。

作業の効率性の観点から、あらかじめ収集が見込まれる根拠資料と、必要な情報の補完方法を定めて資料を探索することとします。想定される情報の補完方法を以下に示します。

ケース 1：事業費総額は把握できるが、内訳が把握できない（施設は一つだけの場合）。

⇒ 取得価額を、事業費 × 「標準的な事業費に対する工事費及び計上対象その他諸費の比率」とする。

ケース 2：同種の施設が複数あり、施設ごとの工事費が把握できない。

⇒ 工事費を施設の数量で按分する。

ケース3：施設ごとの工事費は把握できるが、その他諸費が把握できない。

⇒ 取得価額を、工事費 × 「標準的な工事費に対する工事費及び計上対象その他諸費の比率」で推定する。

③ 推定による方法

評価時点における再調達価格を支出済費用換算係数で割り戻すことにより、造成年度における取得価額を推計します。

$$\text{取得価額} = \text{再調達価格} \div \text{支出済費用換算係数}$$

$$\text{再調達価格} = \text{標準単価} \times \text{数量}$$

(ア) 再調達価格

再調達価格は平均的な建設工事費で求めた単価（標準単価）を適用し、水路や農道の場合は延長(m)、ポンプの場合は台数(箇所)など、施工単価に対応する数量を乗じることにより算定します。ただし、一つの施設に複数の規格や構造物区分が混在する場合は、当該施設に占める数量の割合が大きい規格や構造物区分に係る単価を採用します。

(イ) 支出済費用換算係数

再調達価格を建設当時の価値に割り戻すため、支出済費用換算係数により、造成年度に対応する係数を選択します。

支出済費用換算係数は、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について（18農振第1598号 農村振興局企画部長通知）」に示される係数を用いることを原則とします。

2) 土地改良区負担額の算出

土地改良区負担額が分かる根拠資料に基づいて算出することを基本としますが、土地改良区負担額が分からない場合には、取得価額に土地改良区の負担割合を乗じて算出します。土地改良区負担割合は協定書や契約書等によることを原則としますが、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について（3構改D第389号 構造改善局長通知）」に示される負担割合を用いることも許容します。

(3) 減価償却累計額の算出

減価償却累計額は、減価償却費に経過年数を乗じて算定します。また減価償却費については、定額法によることとし、取得価額を耐用年数で除して算定します。

$$\text{減価償却累計額} = \text{減価償却費} \times \text{経過年数}$$

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数}$$

① 経過年数

取得年度から期末時点までの年数をいいます。取得年度は、土地改良施設の造成年度を原則としますが、造成年度が不明な場合は、事業完了年度又は譲与若しくは管理受託を受けた年度によることも許容します。また、根拠資料により取得年度が分からない場合については、地元等への聞き取りにより、おおよその時期を特定することを許容します。

なお、年度の途中に取得した場合は、取得した日の属する年度の開始日から取得したものとし
ます。

② 耐用年数

「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」に示される標準耐用年数表を用いることを原則とします。また、評価単位で耐用年数を決定することとし、対応する土地改良施設の耐用年数を選択します。

例えば、頭首工であれば、コンクリート建造物のほかに、鋼製の水門や管理施設、安全施設等から構成される複合施設ですが、それを一体として耐用年数を 50 年とします。一つの施設に複数の建造物区分が混在する場合は、当該施設に占める数量の割合が大きい建造物区分に係る耐用年数を採用します。

なお、揚水機場等の一群の土地改良施設を単位として総合耐用年数を算定し、減価償却する方法によることを許容します。

$$\text{総合耐用年数} = (\text{類似する施設の}) \text{取得価額合計} \div \text{減価償却費合計}$$

総合耐用年数の計算例を以下に示します。

施設区分	施設名	取得価額	耐用年数	減価償却費
発電事業資産 機械装置	発電機設備	1,000,000,000	20	50,000,000
	ゲート設備	450,000,000	15	30,000,000
	附帯設備	50,000,000	10	5,000,000
	機械装置計	1,500,000,000		85,000,000
	総合耐用年数 $1,500,000,000 \div 85,000,000 = 17.647$ $\Rightarrow 17 \text{ 年 (1 年未満切捨て)}$			

標準耐用年数表に記載がない固定資産に係る耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」等に従うこととします。

補修・補強等の機能保全対策を行った場合の耐用年数は、当面、新設の場合と同じものとし
ますが、施設長寿命化計画、機能保全計画等に従って機能保全対策を行った場合には、その計画
に基づく耐用年数を採用することを許容します。

(4) 供用後に支出した事業費

土地改良施設の供用後に支出した事業費のうち、「土地改良施設の資産価値を高め、又はその耐久性を増す（耐用年数を延伸させる）こととなると認められる部分に対応する金額（以下「資本的支出」という。）」は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の土地改良施設と種類及び耐用年数を同じくする別個の土地改良施設を取得したものと取り扱います。

資本的支出に該当するかどうかは、かんがい排水事業等の建設事業は資本的支出に該当し、土地改良施設維持管理適正化事業等の維持管理事業は原則として該当しない（取得価額として計上しない）など、建設事業か維持管理事業かで区分することとします。

その他、区分に当たっての留意事項は以下のとおりです。

- ・ 機能保全対策は、施設の長寿命化を図る事業であり、耐用年数を延伸させることから、取得価額に加算します。
- ・ 維持管理事業であっても、明らかに資本的支出の部分であると認められる場合^(※)には、その部分に対応する金額を資本的支出として資産に計上することとします。ただし、過年度に実施した維持管理事業については、作業の効率化の観点から、必ずしも資本的支出を区別する必要はありません。

(※) 例：用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新

- ・ 災害復旧事業は、災害により失われた施設を回復させる事業であり、取得価額として取り扱いません。

(5) 再整備の取扱い

二期事業やストックマネジメント事業などにより、既存の土地改良施設に対して機能保全対策や一部更新を行うなど、一つの施設に対して、複数の事業が実施される場合があります。この場合、資産評価は、それぞれの事業で行い、減価償却も個別に算出します。

(単位：円)

施設名	事業名	取得 価額	取得 年度	耐用 年数	経過 年数	区分	減価償却 累計額	期末 残高
A頭首工	〇〇農業水利事業	5,000	1970	50	48	新設	4,800	200
	〇〇施設整備事業	500	2005	50	13	一部 更新	130	370

一部更新や、補修・補強等の機能保全対策を行った場合も、施設を分割せず、1単位の施設で複数の事業を計上します。

機能保全対策を行った場合の耐用年数は、当面、新設の場合と同じものとしますが、施設長寿命化計画、機能保全計画等に従って機能保全対策を行った場合には、その計画に基づく耐用年数を採用することを許容します。

(6) 除却

既存の土地改良施設の期末残高が残っている状態で、その一部を取り壊して更新を行った場合、既存の施設全体が更新されるまでは当該施設の減額を行わず、既存の施設全体が更新された段階で、期末残高をゼロまで減額することを原則とします。

4. 土地改良施設台帳の作成

(1) 土地改良施設台帳作成の目的

土地改良施設の管理においては、施設の現場における適正な管理と共に、資産としてその価値を評価し、台帳で管理することが必要です。

土地改良施設台帳の整備により、貸借対照表のデータの適正性を担保し、現役世代と将来世代の負担を適正に調整するための、客観的な資産評価データを得ることが可能となります。

本章では、土地改良施設台帳の作成に必要な作業について記載するとともに、毎年度行う台帳の更新作業についても記載することとします。

(2) 土地改良施設台帳の作成

① 記載対象範囲

「2. 資産評価の基本的な考え方 (3) 対象施設」に記載されているように、土地改良区の維持管理計画に位置付けられている施設を登録することとします。資産評価の対象外となった施設も記載対象に含みます。

登録に当たっては、土地改良財産台帳などの関連台帳や管理委託契約書等の土地改良区が有する台帳・書類を参照し、現地の状況を確認した上で、様式に施設を記載することとします。

② 記載項目

土地改良施設台帳は財務諸表作成のための補助簿としての機能を有するため、財務諸表に計上される項目の内訳が算出できるように、次頁の土地改良施設台帳の例に示す情報を備えることとします。

(3) 土地改良施設台帳の更新

土地改良区が管理する土地改良施設の増減^(※)が生じた場合は、その都度、造成主体が土地改良区に取得価額等の情報を提供することとし、これを受け、土地改良区は、土地改良施設台帳を更新します。なお、施設の新規造成や除却がない場合であっても、毎年度減価償却を行い、期末残高が減少することから、土地改良施設台帳は毎年度更新することとなります。

資産評価実施後、翌年度以降の調査により新たに土地改良施設があることが判明した場合や、情報を追加・修正した場合は、「調査判明」として処理します。修正した場合は、修正年度において修正前の数値と修正後の数値を対比して表示し、翌年度以降は修正後の数値のみを表示します。

(※) 増加理由・・・新規造成、補修・一部更新、全面改修、譲与、管理受託、調査判明等
減少理由・・・除却(全部除却、一部除却)、譲渡、減価償却、調査判明等

土地改良施設台帳の例

2018年度		(単位：円)													
施設名	事業名	造成主体	事業費（取得価額）		取得年度	耐用年数	事業区分	管理区分	経過年数	減価償却累計額		期末残高		備考	
			全体	うち土地改良区負担分						全体	うち土地改良区負担分	全体	うち土地改良区負担分		
A 頭首工	〇〇農業水利事業	国	5,000	520	1970	50	新設	管理受託	49	4,900	509	100	11		
	〇〇施設整備事業	国	500	52	2005	50	補修	管理受託	14	140	14	360	38		
	〇〇二期農業水利事業	国	2,000	208	2015	50	一部更新	管理受託	4	160	16	1,840	192		
B 用水路	〇〇農業水利事業	県	1,000	150	1978	40	新設	所有	41	999	149	1	1	全部除却	
	〇〇農業水利二期事業	県	500	75	1998	40	一部更新	所有	21	250	37	250	38		
	〇〇農業水利三期事業	県	500	75	2017	40	一部更新	所有	2	12	1	488	74		
			-1,000	-150	1978	40	除却	所有	41	-999	-149	-1	-1		
C 排水路	〇〇農業水利事業	土改	1	1	-	-	新設	所有	-	0	0	1	1	土水路	
D 地区(甲用水路、乙農道)	〇〇ほ場整備事業	県	2,300	345	2008	40	新設	所有	11	575	85	1,725	260		
	〇〇基盤整備促進事業	土改	600	90	2016	15	一部更新	所有	3	80	12	520	78		
E 用水路	〇〇農業水利事業	土改	300	300	1975	頃	40	新設	所有	-	299	299	1	1	2018 調査判明
F 用水路	〇〇農業水利事業	県	300	41	1995	40	新設	所有	24	173	24	128	17	2018 調査判明(修正)	
	-300		-41	-173						-24	-128	-17			
	500		75	288						43	213	32			
合計			12,401	1,861						6,754	1,010	5,648	852		

「事業区分」には、「新設」、「全面改修」、「一部更新」、「補修」、「除却」のいずれかを記載します。

- ・ 「新設」は、建設事業により新たに施設を造成した場合に使用します。
- ・ 「全面改修」は、既存の施設の全部を取り壊して更新を行った場合に記載します。
- ・ 「一部更新」は、既存の施設の一部を取り壊して更新を行った場合に記載します。
- ・ 「補修」は、機能保全対策による補修・補強、施設の増設を行った場合に記載します。
- ・ 「除却」は、施設更新により既存の施設全体が更新された場合、土地改良施設を廃止した場合、災害などの事由により滅失した場合に記載します。なお、除却した際には、除却された施設の備考欄に「全部除却」又は「一部除却」と記載します。

「管理区分」には施設の取得形態に応じて、「管理受託」、「所有」のいずれかを記載します。

「備考」には、その他必要な情報を記載します。

- ・ 除却した際には、除却された施設の備考欄に「全部除却」又は「一部除却」と記載します。
- ・ 翌年度以降の調査により情報を追加・修正した場合は、判明年度及び「調査判明」を記載します。

「施設名」のあとに、「所在」、「構造及び規模」、「数量」を加えることができます。